

○山本委員長 それでは、時間が参りましたので、第5回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

なお、本日は冒頭のみカメラ撮りを認めることとしております。

これまでの委員会においては、第1回において諮問事項全体に関する自由討議を行い、第2回から第4回においては、諮問事項に関する現状や課題を把握する観点から、関係省庁、地方公共団体及び有識者から意見聴取を行いました。

本日は、これまでの委員会における議論等を基に、審議項目案及び関連資料を事務局に用意していただいておりますので、これについて委員の皆様から自由に御発言をいただく形で進めてまいります。

なお、本日の審議を踏まえた上で、専門小委員会としての審議項目案を取りまとめ、第2回総会に報告したいと考えております。

それでは、審議項目案等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

植田行政課長、お願いします。

○植田行政課長 事務局でございます。

今日お配りしております資料として、縦置き資料がメインの資料になりますけれども、加えて参考資料1と2と3とありますが、そのうちの参考資料1と2を横に置いていただきながら話を聞いていただければと思います。

まず、審議項目の1つ目の「国・都道府県・市町村間との役割分担の在り方について」でございます。

参考資料1を御覧いただければと思います。参考資料2の2ページ、3ページに第1回の専門小委員会で御説明したものがございすけれども、こちらを時系列に沿って図示したものと捉えていただければと思います。

社会経済情勢の変化というのが一番上の行にございまして、その下に地方分権等がどういった形で進んできたかということが見ていただけるかと思います。

御覧いただきますと、2000年の分権一括法の動きがございまして、その後、合併が一緒に進んでまいりましたが、第2次分権改革、それから、提案募集方式というふうに、徐々に分権改革の中身も変化してきたことが見ていただけるかと思います。

その後、2005年ぐらいから、国のほうでの様々な民営化の動きや、加えて地方行革への強い要請がございまして、指定管理者制度、地方独立行政法人の制度がつくられ、集中改革プランが進められました。その後は自主的・主体的な行革や地方行政サービス改革につながってっております。

加えて、総人口のピークを2008年に迎えまして、その後、加速度的に人口減少が進んでまいりました。また、東日本大震災がございまして、その後も地震等の災害の激甚化ということがございます。さらには、デジタル技術の活用も出てまいりまして、コロナの際

にはその遅れについて課題認識が大きくなってきたというものでございます。

そういった中で、デジタルを中心とした課題解決は、真ん中の右の辺りにございますけれども、1つは地方公共団体情報システム機構とか地方税共同機構といった地方共同法人等の設立なり、その役割の拡大につながってまいりましたし、マイナンバー制度とかシステムの標準化、フロントヤード改革という改革にも徐々に取組が広がってきたというものでございます。

一番下の広域連携につきましては、平成の合併が一段落した後、定住自立圏もしくは連携中枢都市圏といった形で圏域数も増加してきた。こういった流れがある中で、さらに人口減少とかデジタル技術の活用といった面を中心に、社会経済情勢の変化というものは常にありますし、今回の諮問事項にございますように、今後とも将来にわたり考えていかなければいけないものだと考えております。

メイン資料に戻っていただいて、1－1ですが、こうした地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政をめぐる取組の変遷についてどう見るかというのが1つ目の審議項目としてございます。

その後、1－1－1と1－1－2に分けておりますけれども、こちらは自治体、国の取組についてということでございます。

参考資料2の4ページを御覧いただければと思います。これは自治体の事務や行政需要が増えてきたということを表しているものでございます。左側の文字を見ていただきますと、人口減少に対処するための事務自体が増えてきており、少子化対策とか、移住・定住対策等々です。また、「社会情勢等の変化に伴う行政需要の多様化・複雑化」ということで、カーボンニュートラル、ヤングケアラー、インフラの老朽化対策、そういった様々な行政需要が出てきている。

右側に、「計画等の策定に関する条項数の推移」ということでグラフもつけておりますけれども、こうした国と地方公共団体の間でも、計画策定という形でいろいろな誘導策が増えてきて、それがまた地方公共団体側にとっては負担にもなっているという話でございします。

5ページをお願いいたします。こちらは、都道府県が条例を設けて、事務処理特例という形で市町村に移譲した事務権限につきまして、市町村側で職員の確保が難しいことや、処理件数が少なくてなかなかノウハウも蓄積できないことなどを理由に、これまで延べ81件の返還、都道府県に事務を戻すという動きにもなっているということでございます。

具体的には、右にありますけれども、大気汚染防止といった公害対策の話とか、土地区画整理とか、社会福祉法人の設立認可に関する事務とか、そういった事務の返還が近年起きてきているというものでございます。

6ページは、既に調査会のヒアリングで、大館市、中泊町から話がございましたけれども、道路の分野でも今後さらに国・県との連携は必要という話、県との広域医療の責任の

在り方について議論の余地があるのではないかという話もございました。介護保険の分野では、審査件数の増加によって事務処理体制の検討が要るのではないかという話がありました。広域連合を使っても遅延が増加しているという話がありました。インフラ分野では、上下水道とか集落排水は将来にわたって単独運営を維持するのは難しいという御意見もございました。

こういった現状を見る中で、1－1－1に戻っていただきますけれども、様々な対応をしてきた地方公共団体の現状についてどう考えるか、特に行政サービスの提供の持続可能性の観点から、市町村における法令に基づく事務処理の状況についてどう考えるかとしております。

そして、国の動きでございますけれども、参考資料2の7ページ、8ページを御覧いただければと思います。これは、厚労省、国交省からのヒアリングで出てきた議論を簡単にまとめております。

介護保険の分野では、もともと保険者は市町村でございまして、都道府県が設置主体となった人材の確保とか生産性向上についてのプラットフォームの構築が要るのではないかという話もございましたし、また、二次医療圏の単位で医療と介護の協議の場がある、これを再編成していく必要があるのではないかとの話もありました。中山間地とか人口減少地域では既にもうピークアウトしている中で、柔軟な対応ができるような枠組みが要るのではないか。また、これは国が主体でございまして、介護情報基盤を整備して、それに自治体に乗っていく、事業者等も乗っていく形で、効率化できないかという話もございました。

8ページ、国交省の分野では、いわゆる群マネということで、自治体の枠を越えて行う広域連携に加えて、道路とか公園とかのインフラの分野について、枠を超えて行う多分野の連携もしていくという話がありました。上下水道分野では、水道法では既に平成30年に法改正がございましたけれども、下水道法についても今法案が議論されているというものであります。道路の分野では、連携協力道路制度というものをつくってきており、広域化の推進を国交省も進めている。1－1－2では、こういった取組についてどう考えるかというふうにしてございます。

今まで申し上げたのは1つ目の塊でございまして、続いて、2ページの1－2を御覧いただければと思います。「取組の加速化」としておりますけれども、今ほどまで申し上げたような、自治体における事務処理の現状とか国における各府省の取組を踏まえますと、各行政分野とか各地域において、事務の性格に応じて、事務自体、また事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装、水平連携とか補完・支援といった広域連携、また、こういったものを加速化することが適当と考えるかどうか、適当と考える場合、その実現のためにどのような手法によることが必要と考えるかとしてございます。

手法の主なものとして1－2－1から1－2－3までに書いていますけれども、参考資料1でも出てきた話をさらに形を変えた形で、進めていく方向性を考える必要があるのか

どうかということをお議論いただければと考えております。

まず、「AIを含めたデジタル技術の活用の方向性」ということです。参考資料2の9ページをお願いしますが、こちらはAIの活用状況ということで、近年のAIの技術進展によりまして実証実験とか導入等が急速に進んでいるということに関し、その正確性の懸念とか、人材不足とか情報流出の懸念とか、様々な課題もございます。

そういう中で、総務省では留意事項を紹介する取組もやっておりますし、さらなる取組が必要と考えています。下には、個別の電話問合せの自動化とか、福祉関連業務へのAI活用といった既に行われる事例も載せております。

こういったデジタル技術に関して、特にAIについては時宜にかなった活用が非常に重要になってくるのではないかとということで、これについてどう考えるかというのが1－2－1でございます。

続いて、自治体間の連携の方向性について、10ページ以降ですが、こちらは自治法に基づく共同処理制度とその運用状況について、一番右に件数などを表したものでございます。

平成20年代に連携協約とか事務の代替執行といった仕組みも新たに入れるなりして、共同処理制度につきましてもバリエーションが相当広がってきて、揃ってきた状況にあると考えられますけれども、その運用状況について、11ページを御覧いただきますと、平成22年と令和5年とでどれぐらい運用状況が変わっているかということを見ていただけます。上の四角囲みにございますように、例えば、行審法関係の附属機関が必要になった例のように、新たな制度が導入されたことによって共同処理が必要になってきた場合もございますし、連携中枢都市圏の取組の進展等によって、産業振興、地域振興、子育てといった分野が増えてきているということもございます。

ただ、増えてきているということはこれで分かるわけですが、現実に必要なとされるであろう共同処理の姿に比べてこれで十分なのかということを考えていく必要があるのだろうと思われまます。

12ページ、13ページは、連携中枢都市圏構想、定住自立圏構想の状況でございます。左のほうに地図がございますけれども、連携中枢都市圏については40市38圏域になっておりますし、定住自立圏については、13ページの右にグラフがございますけれども、131の圏域ができています。圏域の数自体はかなり増えてきたということでございますが、その取組につきましてこれまで32次、33次の地制調でも御議論いただきましたけれども、市町村を中心に利害が一致しないようなものについての取組は進みにくいという課題もあるということで、取り組む中身についての課題は引き続き存在しているという状況でございます。

14ページは、広域リージョン連携ですが、昨年度から取組がスタートしたものでございます。こちらは、産業政策とか観光振興の分野において、都道府県域を越えた多様な主体の連携により点から面に展開するというところで、特に構成団体には、都道府県だけでは

なくて、経済団体等が必ずマストで入っていただくという形で、宣言を行っていただき、ビジョンを策定いただくという流れで進めているものでございます。

国の支援策を真ん中に書いております。国費等による支援策で進めておりますけれども、下にある7つの地域で宣言が行われ、関西、九州では既にビジョンの策定の動きもありまして、分野によっては都道府県を越えた連携もこうした形で進めてきているということでございます。どのような性格の事務についてどのような連携を進めていくことが考えられるかと、1-2-2ではそういった問いかけにさせていただいております。

続いて、1-2-3は「国・地方公共団体以外の主体の活用の方向性」ですが、地方共同法人とか民間法人といった様々な法人の活用の可能性ということでございます。

参考資料2の15ページをお開きいただきますと、地方共同法人に関連し、地方税共同機構、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）について説明しています。eLTAXを通じた地方税の納付、自動車関係の手続のワンストップサービス、また、マイナンバーカードの発行とかコンビニ交付サービスについて、数字を見ていただきますと、かなりその割合も増えてきていることが見ていただけるかと思います。こういう取組が増えることによって、窓口業務等で職員が行わなければいけない業務が効率化されるということかと思えます。こうした分野も拡大傾向にあるということです。

16ページは、国交省のヒアリングの際に出された資料の一部ですけれども、日本下水道事業団は、これも同じく地方共同法人でありますけれども、人材プール機能というのが大きいということでありまして、右にある様々な専門職の方々がプロパーなり出向なりで集まって、大規模もしくは高度な工事等に着手していただいているということでございます。

17ページに、地方独立行政法人の制度がございます。こちら、平成15年につくったときに加えまして、対象事務も、右にあるように、公立大学の一部、また、申請等関係事務ということで、窓口業務も加えることによって幅が少し広がってきている状況でございます。窓口業務の関係は、下に泉佐野市、名護市の事例がございますけれども、こういった地独法が活躍する場面がほかにもあるのかどうかという話でございます。

18ページは、制度的なものでございませぬけれども、最近の動きということでございます。多様な主体、これは自治体のみならず経済団体や大学など様々な主体が参画する協議会といったものが民間レベルで作られてきておりまして、その中で福岡のFDCという協議会の事例を紹介しております。「シンク・アンド・ドゥー・タンク」とも言われていますが、単なるシンクタンクではなくて、地域の戦略・計画の策定から事業の実施・推進までを一体的に実施する。そういった団体が複数の自治体を相手にこうした仕事をやっている。こういった主体の活用可能性を模索することが、連携なり、自治体以外の主体を活用することにつながるかもしれません。1-2-3は、そういった主体の活用の方向性について御議論いただく項目でございます。

続いて、1-3と1-4でございます。本体資料の3ページをお願いしたいと思います。

こちらは、今ほど申し上げたような取組の加速化ということを考えた場合に、どういう枠組みを考えることが必要かという論点でございます。

まず、1－3は国と地方との関係でございまして、特に制度面もしくはデジタル面の取組をこの枠組みで考えていく必要があるのではないかと。中でも、1－3－1にありますように、これまでの既存の枠組みとして、地方分権改革、デジタル行財政改革の推進体制がございまして、こういったものを参考にできる部分もあるのではないかとということで、論点として付けさせていただきます。

参考資料2の19ページを御覧いただければと思います。こちらは、分権改革、特に提案募集方式の流れと推進体制のスキームを表しております。右側のグラフを御覧いただきますと、権限移譲が当初はかなりございましたけれども、近年は非常に少なくなっておりまして、ほとんど規制緩和に関するもので、中でも事務の簡素化といったもの、例えば、公表回数を見直す、経由事務を廃止する、そういったものがかなり目立ってきているということでございます。

20ページを御覧いただければと思います。こちらは、デジタル行財政改革のスキームです。右の「今後の推進体制」というところに、水色で「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」がございまして。こちらは、デジタル庁、総務省、地方3団体で、国・地方であらかじめ共通化の対象候補の選定とか、もしくは制度所管省庁が策定する共通化のための方針案に対して同意をするということで、国・地方が一緒になって取組を進めていくというスキームがございまして。この辺りも参考にしながら議論を進めていくことが考えられるのではないかとというのが1－3の話でございます。

1－4は、都道府県と市町村の関係ということで、国・地方公共団体間だけの議論では全て終わるわけではないと考えられます。特に、1－3の制度面でやらなければいけないこと、デジタル面でできることを考えた上で、なお、地域によって相当実情が違う、市町村の規模の状況とか、面積とか、離島があるかないかといった点も含めて、様々な形でかなり状況が異なります。そういったことを各地域においてそれぞれで御議論いただくという枠組みが要るのではないかとということでございます。

参考資料2の21ページに事例がございまして。沖縄県と長野県の事例も、この小委員会に提出された資料でございますけれども、こういった市町村との議論の枠組みについては、現在47都道府県の中で半数以上検討の取組があると承知しておりますけれども、さらにこういった枠組みでの議論を各地域でどうやって進めていただくのが適切なのかという御議論もあろうかと。それが1－4でございます。

今まで申し上げたのが、1つ目の役割分担の話でございます。

続いて、「大都市地域における行政体制の在り方について」の話に移らせていただきます。これは、主にいわゆる「特別市」についての御議論の論点を並べております。

1つ目は、もし制度化した場合の国全体としての意義、住民にとってのメリット・デメリットをどのように考えるのかということでございます。資料も25ページからつけてお

ります。

25ページは既に第1回の小委員会で御説明したものでございますけれども、垂直的な統合と水平的な連携・統合というものは、両方を一遍に行うことはなかなか難しく、どちらかに行ったり来たりという部分があります。(1)の「特別市」の制度化による垂直的な統合に関しては、水平的な連携を行いづらくなることについてどのように考えるかということが論点となることを冒頭申し上げたと思います。

26ページは、「指定都市制度を巡る2つの動き」ということで、大都市法による特別区の設置と特別市というものが逆の方向性で、道府県により寄せていくのか、市側に寄せていくのかというところが異なり、そのことによる影響はそれぞれ異なるということでございます。

海外の状況を見ましても、27、28ページに、これも既に御説明させていただいた資料でありますけれども、特にパターン①とパターン②とございますが、パターン①とパターン②、一層制もしくは圏域で広域的に事務を処理する仕組みというものを、28ページのロンドン、トロント、釜山等の状況を見ていただきますと、単に一層制にするというような取組はなかなかなくて、ロンドンにしても、トロントにしても、釜山の話にしても、一旦一層制になったとしても、その後、周辺の地域との広域化とか、圏域での事務処理の仕組みとか、そういったものを併せもって改革がなされているということが見て取れます。その辺りを勘案しながら御議論を進めていただくのではないかと考えております。

続いて、個別の論点について、4ページにございますけれども、「広域事務への影響等」です。これは、都道府県が担っていた広域事務が、特別市を設けるということは都道府県の分割になりますので、それによる影響をどういうふうにするのか。また、いずれの地域でも影響が生じるものと、地域によって影響が異なるものがあるのではないかという論点です。

さらには、これは前回の小委員会でかなり御議論いただきましたけれども、特別市が当該区域以外において広域的な役割を果たすとの議論がございました。そういうことをやっていくという意向についてもヒアリングの中でございましたけれども、これを仕組みとして担保することが果たして可能なかどうかという点も論点として挙げられるかと思えます。

例えば、広域事務でどんなものがあるのかということで、29ページでございます。これは以前、総務省のワーキンググループで議論したものでありますけれども、警察事務、医療計画、都市計画の関係の事務でございます。例えば、警察事務でありますと、一定の人口規模があれば成立し得ると考えられるけれども、コストの増加や分割されることによる非効率化もあるのではないかと。他県の警察への援助の役割について、そういうものへの影響が懸念されるのではないかと。といった話がございました。他方で、共同設置というのは、民主的な管理の在り方としてどう考えるのかというような意見もいただいている。これは、それぞれの省庁の担当課長に聞いてこういったお答えをいただいているところでござい

す。

真ん中の医療計画についても、医療提供体制の確保というものは基本的に都道府県単位で検討・調整をされていることもありまして、大都市部に病院とか医師の医療資源が集中していることから、資源の効率的な活用による提供体制の維持はどうしても難しくなるのではないかという意見がございました。また、こういったことを考えたときに、特別市と残存する道府県の間で協議・調整のための新たな仕組みを設けることも考えられるのだけれども、それが調わなかったときの対応についてもなお課題があるのではないかという意見をいただいています。

都市計画の分野では、都市計画の区域設定とか、特に広域的な見地から決定すべき都市施設についての都市計画決定については都道府県がやることになっておりますけれども、これについてどういうふうにするのかということで、国が行うのか、もしくは特別市と残存道府県の間で広域調整をするのか、そういったことがあるけれども、もし国が行うとするならば、地域のまちづくりについての判断を国が行うことの妥当性というのが論点になるのではないかと意見がありました。

また、指定都市も含めて市町村の都市計画事業の認可について都道府県が行うことがございますけれども、もし特別市が設置された場合には認可をどういうふうにするのか。仮に国が行うこととする場合には業務量が増えるけれども、それが論点になるのではないかとことをいただいたものでございます。ほかの分野もあろうかと思っておりますけれども、こういった広域事務への影響ということを考える必要あるだろうということです。

2-2-2は「財産・施設や議員・職員への影響等」でございます。これについては、30ページに施設についての事例がございます。これは神奈川県の実例でございます、県の県民利用施設98のうち、おおむね4割が3つの指定都市の中にあるということでございます。下にございますように様々な性格のものがございますので、こういったものをどう考えていけばよいのか。また、議員・職員の取扱い等をどう考えていけばいいのかといったことが2-2-2の課題になってまいります。

それから、財政への影響については、既に小委員会の中でもかなり御意見をいただいておりますけれども、特別市、残存する都道府県、全国の地方公共団体のそれぞれに関してどういう影響があるのかということをしっかり見ていく必要があるのではないかとことです。現行の地方交付税制度での対応では課題がある場合には、他に具体的な対応方策は考えられるかということが論点になってまいります。

31ページは、指標だけでございますけれども、指定都市と指定都市を含む道府県を比べたものであります。財政力指数のところを御覧いただきますと、財政力指数は指定都市のほうがほとんど高くなっております。逆に、県のほうが少し高いのは相模原市と名古屋市だけでございまして、それ以外は全て指定都市のほうが全体の中で財政力があるという状況がこれで見てとれるかと思えます。

戻っていただきまして、「住民自治等の確保」ということで、これは第30次地制調の

ときにも議論をなされましたけれども、住民自治や住民代表機能の確保についてどう考えるのか。

あとは、5ページ、「地方自治制度以外へ影響」ということで、例えば甲子園での高校野球はどうなるかとか、制度的なもの以外の国民生活への影響を考える必要があります。どのようなものが考えられるのかというふうに論点出しをしております。

最後ですけれども、手続につきましても、「指定都市と都道府県の間での協議」、「住民の意思確認」とさせていただいておりますが、32ページに大都市法と合併特例法の手続を参考まで載せております。関係者間の協議会で協定書を作るというプロセスとともに、もちろん議会の議決がございますし、大都市法では⑤のところに市町村における住民投票というのが加えられている。こういったものを参考にしながら、特別市の設置についてどういう協議または住民の意思確認が必要となると考えられるのかということを御議論いただくのかなと思います。

「その他の必要な地方制度」ということで、今申し上げた点以外の点についても御議論いただければと考えております。

長くなりましたが、御説明は以上とさせていただきます。

○山本委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明について御意見等をいただければと思います。大きく1と2に分かれていますけれども、1と2で考え方がそれぞれ違いますと、問題がありますので、完全に切って議論することは適当でないと思います。とはいえ、全部ということになりますと論点が拡散する可能性もありますので、まず1を中心に、関連する2の論点についても挙げていただいて結構ですけれども、まず1の「国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方について」を中心に御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

あるいは、2のほうがやりやすいですか。2のほうを伺いましょうか。1に戻っていただいても結構ですけれども、いかがでしょう。

原田委員、お願いします。

○原田委員　ありがとうございます。

いずれも大変適切なまとめであると感じたのですが、1なのか、2なのかはつきり分からないので、どっちで発言すればいいか分からなかった点ですけれども、1点です。

今回、大都市制度の見直しで新しく特別市制度を考えるというふうにした場合には、残存する都道府県の問題があるということになるわけですが、その際に、都道府県の枠組み自体は、既存の枠組みを前提にするのか、それともかつて議論していた道州制のような別の枠組みを考えるべきなのかということも併せて考える必要があるのではないかと思います。ですので、2なのかもしれませんけれども、都道府県の役割との関係で、都道府県という枠組み自体をどのように考えるべきかということについても、大都市制度を変更するのであれば、併せてそれも考える必要があるように思われました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

今の御指摘は、特別市制度をつくるとなると、都道府県の枠組みをどうするかという問題に関連してくるという指摘かと思えますけれども、ほかにいかがでしょうか。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 大屋でございます。

1のほうになるのですが、審議項目でいうと、1－2－1で「AIを含めたデジタル技術の活用の方向性」ということで書かれております。これを考えるべきだということについて異論があるわけではございませんが、参考資料2の9ページを見ますと、AIの活用状況を問題にしているのだけれども、生成AIのことを中心に取り扱っているように見える。

これは非常によくあることなのではございますけれども、「AI」と言ったときに、その時点での最先端の話題のものを中心に考える傾向があり、しかし、生成AIではない学習型AIであるとか、さらに言うと学習型ですらないルールベースAIも存在し続けてきているわけですし、行政現場での活用事例もそれぞれあるのです。

例えば、保育所の入所のマッチングなどは基本的にルールベースAIでやっていますし、総務省の行政管理局の研究会で事例を調べていただいたところではあるのですが、上空からの航空写真を基に土地の利用目的の変化を検知するみたいなことをやっている自治体がおられて、これは学習型AIでやっている。

ポイントは、ルールベースAIと学習型AIと生成AIとではそれぞれ問題点・懸念点が違うことで、生成AIや学習ベースAIはいわゆるブラックボックス化の問題を起こすので、それをどう食い止めるかということが課題になるのですけれども、ルールベースAIは基本的には決定論的なプログラムですので、あらかじめ作っておけば、そのアウトカムをあまり検証する必要はないのです。

このようなポイントをきちんと理解した上で整理して示さないと、これはそちらの研究会で伺ったある自治体の例ですけれども、ルールベースAIで保育所の入所マッチングをやっているのだけれども、結果について必ず一定割合検算みたいなことをやっているという、食い違った状態が発生することになります。

AIといったときに、どのAIの話なのか、どういうAIのことを考えているのか、あるいはAIのタイプの違いがあるのだということをきちんと資料上示しながら説明していく必要が、特にこの議論を見ておられる自治体の関係者の方向けには必要だと考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

今の点は、例えば参考資料の9ページで、AIといっても、もう少し前の技術段階のものから事例を入れるといった形で事務局のほうで対応できますか。

○植田行政課長 ご指摘はそのとおりだと思います。AIの利用に関しても、総務省の中

でも、生成AIという話が出てくる前のルールベースの時代から、自治体がどういうふうに使ってきたかということについては何度か調査している状況にございますので、その辺りは区分けをしてお示しできるようにしたいと思います。

○山本委員長　ありがとうございます。

それから、先ほど原田委員が言われた点に関しては、例えば、2－2－5が「地方自治制度以外への影響」となっていますが、現在の都道府県の枠組みへの影響という形でもう少し広げることとはできますか。

○植田行政課長　承知いたしました。広げさせていただきたいと思います。

○山本委員長　牧原委員、お願いします。

○牧原委員　牧原です。よろしくお願いします。

論点を網羅的に言うということだと思いますので、1に合わせて発言をしたほうがいいかと思います。

まず、1－1です。「2000年の地方分権改革以降」ということですがけれども、2000年から2026年、ほぼ30年経つわけですね。2000年の30年前は1970年。1970年と2000年で全く状況が違うのに、2000年と2026年の状況が全く同じなわけがないのですけれども、先ほどの年表を見ても、問題がずるずると展開して、何となく同じ時代だけれどもテーマだけ変わっているように見えるので、ここは時代の変化の幾つかの指標を出すべきではないか。

端的に人口減が実際上見えてきたというのがここで、2000年の地方分権改革というのは、実際は分権改革は90年代に始まっていますから、90年代はまだ人口増だったわけですので、人口減が2000年代に始まりましたけれども、人口減と出生率の低下を指標にして状況が変わったということこそをここは言った上で、さらにその状況が厳しくなっているというような理解が適切ではないかと私は考えています。

その上で、今回は項目を割と分かりやすく挙げていただいたと思うのですがけれども、1－2の「取組の加速化」という表題が私はこの中身とやや違っているのではないかと。加速化というのは、確かにイノベーションは加速していますので、それにある程度キャッチアップする必要があるのですけれども、例えば、地方公共団体の連携を加速化というのは現実にはかなり無理があって、社会環境の変化が加速しているのと、それにキャッチアップする必要があるのと、他方で、基礎自治体の住民の生活は基本的に大きく変わるものではないので、そこをうまくマネージしていくという、そういう全体の見取り図の中で議論を進めていく必要があるということ、その上で必要な取組を加速化することだと思いますので、この辺りはよく議論をされるところかなと思いました。

1－2－1のAIは、大屋先生がおっしゃったのですがけれども、私はこれはいろいろな場合で今後発言していこうと思っているのですが、別に私が属している研究会でいろいろなシミュレーションで議論をしてみて、なるほどと思ったのは、シミュレーションの結果出てきたのは、デジタル化はまず人口減の地域で先行すべきだと。それによってQOLを地方で上げて、全国の都市部と地方部のQOLをデジタル化によってかなりならした上で、人

口分散あるいは産業の分散を行う必要があるのではないかな。そういう見取り図なのですよ
ね。

ですので、デジタル技術は、もちろん大都市部、例えば東京都などは自治体が先導できる部分があるのですが、地方の人口減地域のデジタル化は国の施策の中でそれを加速化することが必要であって、その上で、国と地方と都市部で全国的にQOLがほぼ同じものになっていく、それを目指すデジタル技術なのだというような議論が、人口減という大きなテーマなので、あったほうがいいのかなと思っていますので、その辺りも御検討いただきたいと思います。

いろいろ細かいところはあるのですが、大きなところで2ですけれども、「大都市地域における行政体制の在り方」から「特別市」に行くのはちょっと唐突で、資料では説明があったのですが、基本的には政令指定都市があって、県があってという現状があった上で、これを県、あるいはメトロポリタンガバメント、大都市圏政府との間のどういう調整かという問題がまずあって、そうなってくると当然県の役割も大都市圏政府の役割も制度として変わるし、その上で周辺市町村の役割も変わってくる。そういう大きなエリアの見取り図があって「特別市」に入っていくというような立てつけかなと思います。当然大都市と道府県、それから、周辺市町村の在り方というのを全体として議論する。だから、大都市圏域の議論をまず立てていく必要がある。その上で「特別市」という選択肢に意味があるということではないかなと思います。

あと、まだ今後の論点だと思うのですが、私自身が非常に気になるのは、2-2の特別市の広域的な役割の仕組みの担保です。広域事務の義務というのは必須だと思うのですが、適切に制度を設計しないと、現在のような地方政治、都市政治の状況の中で、例えば、市民税は特別市の市内ですら使うのであって、広域事務には使わないという公約で首長選挙に出た候補者が勝つという可能性は十分あるわけです。だから、広域事務について強い義務を特別市にかけていって、いくら首長が替わってもその部分は変えられないというふうにしないと、最初の設置の市長は随分頑張って広域事務をやると皆さんおっしゃると思うのですが、市長が替わったら急に何もやなくなるというのは何のための特別市か分からない。だから、広域事務の部分が非常に重要で、この制度設計を念入りにつくることによって、果たしてそれは意味があるのかどうかを考えてもらうということが大事ではないかなと思います。

そして、ここも、先ほど人口減を言いましたけれども、全体として言わなければいけないのは、人口減への対応について、神奈川県を例にとれば、もちろん神奈川県も人口減が進んでいるところもありますが、比較的まだ堅調な、特に大都市部の課題があると思うのですよね。

この辺りの課題、特に人口減が進んでいる地域で特別市をつくりたいという動きも最近はあるようですけれども、そこで特別市が一定の役割を果たしていくことの役割をどう考えるかということを考えておく必要があるのではないかな。制度があるというだけではなく

て、地域に応じてその役割は違うし、それぞれの地域において一定の意味がある、それでどういう制度設計がいいかという議論の立てつけが必要ではないか。何もそういう条件や環境の議論がなく、いきなり特別市の制度設計を議論するのは現段階では厳しいのかなと思っているということです。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございました。

御指摘いただいたのは1－1と1－2に関してであり、1－1については、端的に言うところ人口減という最近の状況をもう少し強調したほうがよいのではないかと。原案には地方分権改革以降ずっと同じような課題が続いてきたという感じがありますが、もう少しその間の状況の変化を明確に示したらどうかということだと思います。

例えば、思いつきですので後でさらに練ったほうがよいかと思いますが、課題解決の手法が定着、広がりを見せている、とりわけ近時は人口減によって課題がますます深刻になっているということを一言入れる方法があるかと思います。

それから、1－2は、そういった課題の解決を、今深刻化していると申し上げた現状を踏まえてどう考えるか。加速化だけですと、先ほどと同様、今までやってきたことをずっと続けるというニュアンスにならないかと思いますので、とりわけ人口減によって課題解決が非常に難しくなっていると書いた上で、1－2の最初の○に若干そういった現状認識を補う方法になるかと思います。

1－2－1に関しても同じことになるかと思います。

あとは、私も冒頭に申し上げたように、1から2に突然移るようなところがあるので、大都市部において都道府県・区市町村がどのように行政課題を果たしていくかということが問題になっていて、その問題に対する一つの提案として、特別市の制度があるといったことを2の冒頭に一言入れることによって、1と2のつながりが分かるようになると思います。1と2をつなげて考えなければならず、単に特別市の導入をするか否かというだけの議論ではないということが分かるかと思います。

あと、首長が替わって特別市の態度が変わってしまうことへの懸念については、今の項目でいうと2－2－1の3番目の○がそれに該当するかと思います。この点について、牧原委員の御指摘のような点をさらに議論していくことになるかと思います。

事務局のほうで何かございますか。

○植田行政課長　特に加えることはございません。ありがとうございます。

○山本委員長　それでは、ほかにいかがでしょうか。

土山委員、お願いします。

○土山委員　ありがとうございます。

私は、第1回の専門小委員会のときに、資料の中で検討の方針案というのがありまして、その検討の方針案を拝見して、なぜこういう問いになるか分からないということをいくつか申し上げました。将来にわたって持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していく

ということがここにも書かれているのですが、1と2のお話をというところだったのですが、もうちょっと前のところの話になってしまうかもしれませんが、2は少し意味合いの違う設問だなと思うのですけれども、いまでもやはりどうしてこういう問いになるのか分からないというところがあります。

また、諮問事項に対して審議項目1-1、1-1-1というふうが続いているのですが、通常は番号の大きいところの抽象度が高く、細かくなっていくと具体化されていくのですけれども、それらのところもやや抽象度が高いので、どこから論じていいか分からないというところが感触としてございました。

それでは、諮問事項のところについて、もともとこのところの解像度を高く見てみたいと思いますと、「持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していく」と書かれているのですが、それがより具体的に見ると、誰のためのものなのか、誰にとってのものなのかというところについては、立場によって大きく違いが出てくるように思われます。とりわけ審議項目の1-1や1-2などを見ていますと、広域化に伴う枠組みの見直しというところがたくさん出てきます。あと、IT、デジタルです。

広域化というところで見えていくと、いろいろな事例を拝見しておりますと、都道府県の役割に対してもう少し目を向けて、そこに位置づけをしていこうよというふうにも感じるところでございます。しかし、同時に、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくというところを、私はcitizenという意味で「市民」と言いますが、「住民」でも結構ですが、市民、住民にとって持続可能であり、かつ市民、住民にとって最適な形で行政サービスを提供していくのだとすれば、それは結局、市町村が優先だという原則は変わらなくて、それぞれの市町村で大きく違ってきますというところになるかと思います。

また、「持続可能」という言い方も、既に持続可能性が相当に危ぶまれるような地域がある中で、その持続可能というのがどういう意味で持続可能なのか。その意味では、先ほどお話にありました、加速しているのは課題状況であるというのはそのとおりでございまして、課題状況が加速しているのがそれぞれの地域によって異なるときに、持続可能であるというスパンもまた10年なのか、5年なのかというところで、それぞれの自治体で異なるという現状が既に起こっているというところですよ。

そういう意味で、ここで言う持続可能というのが5年なり、10年なりにどのような状態であるのかという状況や、そのときの最適な形の行政サービスの提供とは何なのかということを考えるには、それは当然、基礎自治体それぞれの状況がますます優先にならざるを得ないだろうなというところを強く感じます。

さらに、参考資料2の10ページにも出てくるようないろいろな広域行政が展開されていますけれども、そこでの難しさは役割分担と責任の所在です。これについては大館市長や長野県知事がおっしゃっていますけれども、役割分担には責任だけではなく権限の分担が伴うわけですから、広域行政の難しさは、住民、市民に対して果たす責任と言っているときに、広域行政の枠組みでやっている方向性がそれに属する政治職の、例えば首長

が市民に対して責任を持つ行政運営の在り方として見たときには、広域行政のそれが単独でやるより常によりよい形であることが担保されないという課題もございます。

その中で、現状行われている取組は、こういう枠組みがあったらうまく動くのではないかと言って設定されていたものが、まさに御報告にもありましたようにバリエーションがそろってきているわけですから、そこから先の展開では、例えば、より県がイニシアチブを取れるようにというふうにしたとしても、現場の基礎自治体ベース、その市民、また、それに対して責任を持つ基礎自治体における政治と行政の在り方から言うと、そこで大きな枠組みやより広域の展開ということがよりよい答えなのかということ、必ずしもそうではないということが見えてくるところがあります。

そのような問題意識を見ていると、広域連携ももちろん大事なのですが、これほどバリエーションがそろってきていて、取り組みもある以上、現状が制度の不足の問題かということは、率直に私自身は疑問に思っています。むしろ、それぞれの基礎自治体の違う状況というところで、実際の基礎自治体における人手と物量の資源の少なさ、様々な事務の多さがある。その事務の多さについてはもちろん市町村でやらなくてもいいものもあると思いますけれども、それ自身も基礎自治体ごとに違うと思いますので、基礎自治体ごとに違う事務を返すと言われても都道府県も困ると思います。

そうした中で、市町村で行われる事務を物量のところをどう支えて、市町村がやっている事務をどう減らすかというところは、市町村をベースとして見るというのが基本的な方向であるべきではないかと思います。

なお、これまでの議論のまとめをいただいておりますが、ちょっとそうかなというところもございます。例えば、日本下水道事業団のプール制について質疑応答のやり取りの中で、プール制でそれなりの人の減を対応できていますという答えをされたという取りまとめがされているのですが、今回の資料の16ページを拝見しますと、そこでも日本下水道事業団がそのものも人手不足の状況にあると書かれています。介護のところでも、荒見先生が御指摘されたところに、やはり実際の物量としての人手が足りないのだという声が多くありました。

その点については、今、いろいろな諮問事項の中に入ってきていますけれども、実際の行政運営を行っている現場の市町村のいろいろな行政に関わる人手や、また、それを可能にする処遇であるとか、そうしたところが足りないという状況があるのだということも書いていただければいいのではないかなと思いました。

なお、第1回の専門小委員会で私がどうしてこういう問いになるのか分からないということに対して後ほどメールでやり取りをさせていただいて、例えば、「加速化」という言葉については、スピードを加速するのではなくて、展開という意味もあるというコメントをいただいておりますが、そのときの答えは大変重要なものだと思いますので、どこかのタイミングで、こういうやり取りが委員会外であったということをQAのような形でほかの会だと出てきているものもあるかと思いますが、そのように挙げていただけると私

としてはありがたく存じます。

長くなりましてすみません。以上です。

○山本委員長　ありがとうございました。

今回の案について具体的にここをこうすべきだということはあるですか。

○土山委員　1つは、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくというのも、それは当然住民、市民のためだよというのはもちろん前提になっていると思うのですが、前提になっているとしてもこうした審議項目を拝見していると、あまり姿形が見えてきていない。

同時に、2番の大都市行政のところには住民自治等の確保というところについて書かれていることもあるので、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくというのが、当該自治体における市民、住民にとってのというところを項目や前提のところでもう少し明文化して強調していただいてもいいのではないかなと思います。

あと、やはり事業の数そのものを各自治体で減らす、また減らせるような方策を考える。人手不足ということが明らかになっていますので、人手不足の解消は当然処遇が関わってきますので、そうした基礎自治体の事務執行の資源を支えることも必要ではないかなと。それは審議項目の中には今全くないところがございますけれども、広域連携をしていくにも人手は必要ですから、そこは大事なのではないかなと思いました。もちろん広域連携ではないところで人が本当に足りない状態になっているということは、何度も申し上げておきたいと思います。

○山本委員長　ありがとうございます。

横田委員、お願いします。

○横田委員　ありがとうございます。

2つほど質問をしたいと思います。まず、広域連携の件です。土山委員から本当にそれが解なのかということが出ていましたけれども、私は広域連携の協議は、高橋先生がおっしゃったような気もするのですけれども、義務化していくとか、積極的にやっていくことが必要ではないかと思っています。

実は、年初に経済同友会の視察で姫路のほうにお邪魔をして、6市町村のごみ処理施設の共同化のお話を伺ってきたのです。結果論、非常によかったというお話を伺ったのですけれども、ほかの案件で広域的にいろいろなものを対処するのは議論が進んでいますかという話をしたときに、したいけれども進んでない、なぜかという時間軸のずれがあるのだということをおっしゃっていた。

いくつか問題点をおっしゃったのですけれども、首長が替わるだけではなくて、選挙のたびに公約でそれぞれが示すものもあって、なかなか公約を下げづらいという面もありますし、あとは、例えば病院やいろいろな施設の更新時期が異なってくるので、先に計画を立ててしまうと、あるいは更新をしたばかりであると、できないということもあって、ごみ処理施設なんかは住民は変わったことも知らないし、分からないのだけれども、有益で

あるということがある中でできていないということをおっしゃっていたので、やはり結構な時間軸の中でいくつもの自治体で議論をしないと、前に進まないのであろうと思った次第です。

そういった観点からすると、実行の義務化まではもちろん申し上げませんが、これまで出てきていた未来予測のようなことをしっかりと時間軸を持って共同で研究をしていき、首長が替わったとしてもその説明をしっかりとできるような体制は取っておいてもよいのではないかと考えているのが1点目です。

関連して質問があるとする、こういう広域的な未来予測を立てているところが、この数年間で後押しをしていると思うのですけれども、やれているところがどれぐらいあるのかはぜひ知りたいと考えたのが1点目になります。

2点目は、特別市のほうです。これも若干関連してくるのですけれども、誰のために何の意義でやっていくのかというところはやはり重要だと考えております。

私の視点から申し上げますと、人口減の中で全体最適も考えるべきであろうというのが私のスタンスではあるのですけれども、もし特別市というものができれば、県への還元とか広域的な責任をセットで考えていかないと、周辺の地域一人勝ちというものにつながってしまうので、重要であろうと思います。

これを企業経営でなぞらえて考えると、稼げる部門に重点投資をして足腰を軽くしてやっていくということはもちろんよくあることですけれども、そのときは会社全体としてその利益は周辺のほかの事業を支えるために足腰を軽くするという考え方もあるので、その事業だけが勝ってほかが沈むことは会社としてはあり得ないわけです。結果的に、周辺の事業は再編されたりする面もあるのですけれども、やる意義がもしあるのであれば、全体を少しでもよくするためになるものでなければいけないのではないかなと考えております。

大まかに言うとそんなところですよ。もし2回目が回ってくるようだったら、また別でしゃべります。

○山本委員長　ありがとうございます。

土山委員の御発言の後のほうについてはまた別に申し上げますが、今の横田委員の御発言と併せて申し上げれば、1の部分で「行政サービス提供の持続可能性」と言っているのは誰のためかといえ、当然住民のためですので、その点を明確にする意味では、例えば、先ほど1-1の最初の○のところに少し加えると、牧原委員の発言を受けて私が申し上げましたが、その部分で住民にとっての行政サービスの持続可能性と一言入れることが考えられるかと思えます。1-1の最初の○に、住民が持続的に公共サービスを受けられるようにと入れる方法です。

それから、横田委員の言われたのは、連携をすることでも首長が替わったから終わるかではなく、持続するような仕組みをつくる必要があるという趣旨かと思えますので、例えば、1-2の部分に入れるとすると、冒頭の○の「その実現のためにどのような手法によることが必要と考えるか」というところで、持続的に行政サービスが提供できるような

体制としてどのような手法が考えられるかとか、もう一言入れるやり方はあるかと思いました。

あと、2について横田委員が言われたことは全くそのとおりで、そのことはずっとこれまでの議論の中でも出てきたと思います。どこにどういうふうに入れるかですが、2の冒頭のところで、特に大都市部について、単に特別市というだけではなく、都道府県あるいは区市町村の役割分担とか連携の在り方が一番の問題であって、その一つに特別市の提案があるということを入れるとすれば、そのところで併せて、大都市地域というか、もっと言えば日本全体になるかもしれませんが、そのためになるような制度を考えることが課題であるという大きな問題状況を一言入れることはできるかと思いました。

事務局のほうはそれでどうでしょうか。

○植田行政課長 今、委員長がおっしゃった中で一つ考えましたのが、住民にとっての持続可能性について、1－1に入れるという方法もあろうかと思いますが、1－2の中に入れるという方法もあるのかなと思ったところでございます。

○山本委員長 そうですね。1－2のほうに入れますかね。それでもよいかと思います。

○浦上市町村課長 横田委員から御質問がありました、複数の市町村でその地域の変化や課題の見通しを中長期的に予測してバックキャストで議論する、いわゆる「地域の未来予測」に関する取組み状況ですが、連携中枢都市圏のように圏域を形成したところにおいては、都市圏ビジョンを作成するときにそういった議論を必ずすることになっています。約10年間、連携中枢都市圏の施策を進めてきて、現在、38の圏域ができて、その中で構成する団体が387市町村ありますので、その中においてはそういった議論が進められていると認識しております。

○山本委員長 そういった取組に関する資料は加えられますか。

○浦上市町村課長 圏域の広がりや歴年の変化は資料がありますので、加えさせていただきます。

○山本委員長 どうぞ。

○横田委員 今おっしゃったビジョンというのが、我々が未来予測と言っているのは、2040年からインフラ施設の問題も含めてバックキャストして厳しい議論もするということなので、前向きなビジョンだけでなく、そういったデータをベースにして複数で議論ができているところを併せて、分かる範囲で教えていただければと思います。

○浦上市町村課長 「地域の未来予測」の考え方に沿ってバックキャストで都市圏ビジョンを作成していますので、先生の期待値にどれだけ近づいたものになっているかは、地域によって差がありますが、先生ご指摘の考え方でやらせていただいています。

○山本委員長 ありがとうございます。

地域の未来予測の話は地制調でもずっと重要性を議論してきたところですので、どこかに資料として入れていただくことは可能ですか。

○植田行政課長 承知いたしました。まとめて資料として出させていただきます。

○山本委員長 その上で、それを使ってどのように連携等々の取組を進めていくかをこれからさらに議論できればと思いますので、資料を加えていただくことにいたします。

それでは、御手洗委員、お願いします。

○御手洗委員 御手洗です。よろしくお願いいたします。オンラインにて失礼いたします。

1、2にやや横断的になる話かと思うのですが、まず1におまとめいただきましたことは、総論は非常に賛成をすることでございます。

もう一つ必要かなと思う観点が、特に行政サービスの持続可能性について危ぶまれているといいますか、よりリスクが大きい地域はどういう地域かということについては少し解像度を高く見てもいいのかなと思っています。政令指定都市とか、市町村としては別の市になるけれども、実質的には通勤圏に当たってベッドタウンになっているような周辺の市町村と、大都市部から物理的に離れていて、商圈としても通勤圏としても文化圏としてもかなり距離があるようなところでは状況が全く違うと思います。どちらのほうにより行政サービスの安定的な提供が難しくなりそうかという、恐らく後者だと思うのです。

そうすると、後者のような自治体を支えていくためにどうするべきかというのが1、2を通じて必要な観点になるのだと思うのです。そのために、1で述べられているようなDX、AXもそうですし、国・都道府県・市町村との役割分担の在り方の見直しは必要であろうという議論になると思います。

一方で、仮に行政サービスを持続可能にしていくことが困難であるのが大都市部から離れた地域とか人口規模の小さい地域であるとする、2の観点についてはあまりが悪くなると思いますか、むしろ相反する議論になってくるのかなという気もいたしております。

指定都市が特別市として独立した場合、水平補完としてサポートするのは主に特別市の周辺を想定されているのかなと先日の議論から理解をいたしました。また、どういったサービスに関して補完するのかということについても、制度的な枠組みで考えられているというよりも、特別市から見たときに恣意的・選択的に行うようなイメージでいらっしゃるのかなと思ったのです。

そうすると、1で議論しているような、一番行政サービスの提供が危ぶまれるような地域には端的には不利に働くような制度であって、やや1と2が相反してしまうかなと思いましたので、1と2を一貫性を持って議論するためにも、そもそも市町村で大変なところはどこでしたっけという観点をしっかり入れ込むのが重要かなと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございました。

1と2の関連につきましては先ほど来議論があったところですので、2の冒頭に1と2の関係といいますか、大きな問題状況として1のようなことがあって、大都市地域について2のような提案があるという形で、丁寧に問題状況を書くことにします。さらに、御手洗委員が指摘された点を今後具体的に議論していければと思います。

それから、地域によって持続可能性が危ぶまれている状況がそれぞれ違うという点がご

ざいました。これは結構難しいところで、大都市部は大都市部で持続可能性が危ぶまれている行政サービス等がございます。医療・介護の分野などは大都市部でもこれからどうしていくかが非常に深刻な問題になります。

現在の資料でいうと、持続可能性が危ぶまれていることに関するものとしては、4ページが行政需要の多様化・複雑化。あとは、一番基本的なところですが、持続可能性が危ぶまれている地方公共団体の状態、持続的な行政サービスの提供が危ぶまれている状態が、1枚にはとてもまとめられないような状況にあるのでここで議論しているところですので、まとめるのも難しいかと思いますが、例を何かつけることはできますか。

○植田行政課長 事務局でございます。

審議項目案の中では、1－1－1で「行政サービス提供の持続可能性の観点から、市町村における法令に基づく事務処理の状況について、どう考えるか」という論点の書き方をしておりますけれども、「法令に基づく」と申し上げましても、例えば、今ほど委員長がおっしゃられたような医療・介護といった分野をどう考えるか。今後需要が増えていく地域、例えば、介護保険の事務でも、人口が少ない地域よりももう少し多い地域のほうが事務が増えて大変だという話を前の研究会でも聞いたことがございますし、インフラの老朽化については担い手があるところとないところとかなり状況が違っている。そういう意味では、今後のことを考えましても、分野によって持続可能性の観点からの難しさというものは違っているのではないかと想定されます。

その辺りは、1枚にまとめるのは難しいかもしれませんが、幾つかの分野について各省からの御協力もいただきながら、委員の皆様方の議論に資するようなものを準備したいと考えます。

○山本委員長 そうですね。ここで既にヒアリングをした例もありますので、そういった形で、持続可能な公共サービスの提供が危ぶまれている、懸念が持たれていることについて、具体的に挙げていただくことでよいかと思います。1枚にまとまるか、2枚ぐらいになるかは分かりませんが、先ほど来議論があるように現状認識が重要ですので、丁寧に資料をつけておければと思います。

御手洗委員から何かございますか。

○御手洗委員 今おまとめいただいたことで結構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、荒見委員、お願いします。

○荒見委員 ありがとうございます。

まだ整理し切れていないのできちんとお話しできないかもしれませんが、まず話しやすい2の特別市についてです。問題意識としては、横田先生や御手洗先生がおっしゃったように、他の周辺市町村に対する広域事務に関する考え方というのは、特別市はかなり怪しいというのがヒアリングをしても思いました。さきほどそもそも1と2の関

わりで、持続可能性が危ぶまれる地域の課題と、大都市の課題のつながりをわかりやすくしていくという話がありましたが、2のところで、大都市はなぜ存在できているのか、大都市は誰のものなのか、というような内容をいれたほうがいいかもしれません。

つまり、特別市の話が出たときに、神戸市長が東京の一極集中に対してはとても批判的だったという印象を持ったのですけれども、他方で特別市の仕組みは、一極集中ではないけれども、分散型でも都市に対する集中という側面があって、もちろん一極よりは分散したほうが日本全体のためにいいかもしれませんが、周りの地域にとっては都市に対する集中ではないか、といえると思っています。都市の責務とは何かといえいいのでしょうか、都市がやるべきことは何なのかといったこと関わるようなことが2の最初のところにあるといいのではないかなと思いました。

もっと言うと、1と2のつながりで、持続可能性の話があったと思うのですけれども、全国あまねくいろいろな自治体がある中で、都市的なものがあり、そうではないところがある、というのは、人口動態などいろいろな状況でだんだん変わっていくものだと思うのですけれども、自治体が発展したり衰退する要因と言えいいのか、うまく言葉が浮かばないのですけれども、例えば、東京が繁栄しているのは地方がエネルギーを送ってくれたり、人材を送ってくれたりということもあります。都市は都市なりの責任があると思うので、それに関してきちんと説明や考え方みたいものを一つ先に提示してもいいのではないかなと思ったというのが2点目です。

関連して、広域事務の扱いに加えて、ここは質問が交じってくるのですけれども、2-2-3の「財政への影響等」というところで、「現行の地方交付税制度による対応では課題がある場合、他に具体的な対応方策は考えられるか」とあるのですけれども、「他に」というところは、交付税制度ではない形で具体的な方策をつけるという意味でいいのですか。私は交付税の在り方をもっと見直すべき部分もあるのではないかと思います。それは地制調で述べる範囲ではないのかもしれないのですけれども、交付税に何か加えていくというやり方で対応も考えるのであれば、それをもう少し明確に示せるといいかなと思います。交付税に対する見直しもきちんとやり、ほかに具体的な方策等々も考えたほうがいいということをはっきり書いたほうがいいのではないかなと思いました。もちろん大都市も大都市で困難な課題があるから特別市の提案がでてくると思うのですけれども、広域の事務に関連して財政面のところが一番ネックになると思うので、財政面についてはむしろ国がきちんと決めていくべきだという観点からの意見になります。

1点目のほうは、1-2のところで「事務の性格に応じ」とか、1-2-2も「どのような性格の事務について」とか、1-2-3もそういうところがすごく出ているのが非常に気になりました。

これまでの議論の中で、住民にとって最適な持続可能性サービスというものを考えたときに、私も持続可能な行政サービスが提供できていないという問題の要因として、先ほど土山先生が広域連携は課題解決になるのかという話をおっしゃっていました。私はある側

面では広域化が対応策になるものもあるし、ある側面ではAIも解決方法になると思うのですけれども、これが根本的な解決方法かははっきりしていない。ほかにも要因がいくつかありますし、私が前回までのヒアリングで思ったのは、個別の各省庁の、例えば介護保険制度やそれぞれの制度が、自治体の実施を考えたときの現状に合っていない制度を維持しているという側面がどうしてもあって、各省庁も広域化とかいろいろ細かいところで微修正しているのですけれども、根本的に変える局面に来ているにもかかわらず変えていない部分が多いのではないかなという印象を私は持っています。

国が新しい施策をやるときに、もう少し自治体の状況を見て、実施可能性を考えながら施策を立案することが必要で、今までの地方制度と個別政策分野との関係性を変えていくということまで視野に入れる必要がありますが、そこが変わっていくことでもう少し楽になる部分があるのではないかなと思っています。

それから、土山先生がおっしゃった人の不足の問題、人に対する手当てが弱いという話もそうで、そういういろいろな要因が入ってくるので、それが持続可能な行政サービスの提供を維持するという課題への対応策としてどういう処方箋が良いかは自治体によってやはり違うわけですよね。違ってくると、1－2で書いてあるような、事務の性格に応じて、例えば特定の分野の広域化なり、連携なり、事務配分の見直しを一律に加速するみたいな切り方だと、ざっくりし過ぎているというか、粗いかなと思っています。

そもそも事務の性格で広域化を進めるとか、事務の性格で連携を進めるとか、民間主体を進めるという形での対応関係を取れるような話なのかなというのがよく分からないですし、そうとは限らないのではないかなと思っています。状況に応じて、住民にとって広域化したほうがいいはずなのだけはどうまくいかない、という自治体に対してサポートしていくという話になるはずで、事務の性格に応じてすばっと対応されるみたいな類型化してというのが私はあまり現実的ではないのではないかなと考えます。

先ほど「住民にとって」という言葉を1－2のほうに入れるとおっしゃっていたので、それはそれでいいと思うのですけれども、どのような性格の事務について云々みたいな話は書かないほうがいいのではないかなと思います。住民にとって広域化が持続可能なサービスの維持に不可欠なのに、何らかの理由で障害がある、できないところを支える、といった書き方にしていっていいのではないかなと思いました。

きちんとまとめられていないのですけれども、以上になります。

○山本委員長　ありがとうございました。

2に関しましては、冒頭に問題状況を書くとお申しましたが、問いかけの形になると思いますので、大都市部で言われている問題についてどのように考えるかという形で問いを示し、先ほど荒見委員が言われた背景的なことまでさらに議論していくことになると思います。

それから、1のほうのどのような性格の事務についてということですが、ここで言う「性格」は多元的なことを考えています。前の研究会でかなり議論しましたが、5つか6

つぐらの区分を考えて、例えば、対人的な業務が必要になるかどうかとか、地域によって変化を持たせるか、法令でほとんど画一的にやり方が決まっているかどうか、そのように事務の性格を想定して議論しました。ここでも、どのような性格の事務についてというのは、一元的にこういう事務だから当然こうなるというよりは、複数の軸を考えて、事務の手法を考えるという趣旨です。

もし荒見委員が言われたことをさらに言うとしたら、さらに状況によって違う、例えば今挙げられた大都市部とそうでない地域とか、そういった地域の状況の違いもあるので、その点を加えることは考えられますか。

○植田行政課長 分かりました。加えられるかと思います。

事務の性格とおっしゃられたのは、委員長がまさにご指摘されたとおりでございまして、事務の量とか事務の内容、必要なリソース、人材の専門性とか、あとは対面事務の必要性とか、様々な軸があろうかと思います。

加えて、その事務だったらどこでもということではなく、地域によって持続可能性の高め方は異なるということであれば、おっしゃられたような地域の状況の違いといったものを加えて書いていくというのはあろうかと思います。

○山本委員長 それから、全体の人口減に伴う人手不足は市町村に限らない話ではあるのですけれども、先ほどの1－1の冒頭でもう少し現在の状況を書くことでカバーできるかと思います。

それでは、まだ御発言がございますので、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 私からは、4点ほど簡単にコメントさせていただきたいと思います。

まず1点目です。先ほど少し話も出たのですけれども、34次地制調の前に持続可能研の検討が先行していて、こちらの審議項目の書きぶりにはその研究会報告書の内容を踏まえた記述がかなり見られると思います。先ほど委員長が言及された「事務」という用語についても、報告書の検討内容が踏まえられた表現ぶり、使い方になっていると思います。それ自体は全く問題ないと思うのですけれども、審議項目を単体で見てもその趣旨が伝わる必要があるのかなと思います。

例えば、1ページの1－1－1の「市町村における法令に基づく事務の処理の状況」というのも、持続可能研での検討内容などを踏まえられた表現ぶりになっている。法令に基づく事務の処理の在り方についてという検討がされていたと思うのです。どうしてこういうふうな話になっているのかとか、事務の概念を含め、もうちょっと説明があると、単体で読まれる方も分かりやすいかと思いました。それが1点目です。

それから、審議項目1の「『国・都道府県・市町村間の役割分担』の在り方について」のところなのですが、どこに書くのか、例えば1－2の「取組の加速化」の○のところに入っているのかなとも思ったのですが、役割分担の見直しの要素として、自治体での人員不足とかそういったものが進んで、国が引き受けるべき仕事ももうちょっと増えてくるかもしれないという話もあったのではないかと思います。そこも、国が担うべき役割の見

直しというのも少し分かりやすく入るといいかと思いました。

3つ目ですが、今までいろいろヒアリングなどもしてきました中で、広域連合の話もあったかと思います。割と具体的な要望なども出されていたかと思いますが、審議項目の中ではあまり出てこない。どこに入れるか。1-2-2の「地方公共団体間の連携の方向性」なのか。どこに入れていいのかよく分からないのですけれども、ちょっと入ってもいいかと思いました。

最後の1点です。1ページの1-1-2の「各府省における取組」というところで、「各府省において見られる取組について、どう考えるか」という問いかけがされています。ここは、私の理解だと、34次地制調では厚労省の取組とか国交省の取組について聞いてきましたが、彼らの取組は地方制度と密接な連携があるので、個別領域にかかる取組と地方制度のあり方に関する取組が両輪のようになって一緒にいろいろ考えていく必要があるのではないかというような問いかけなのかなと思ったのですが、これもこちらを単独で見ると、「取組についてどう考えるか」、とだけあり、その趣旨が見えにくい気がいたしました。問題意識をもう少し書いたほうが読み手にとってはニュアンスが分かりやすいかと思いました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

幾つか御指摘をいただいた中で、事務に関する議論が持続可能研で行われていたことがここからは読み取れないということについては、持続可能研のまとめのポンチ絵の一部か何かを使うことはできますか。

○植田行政課長 もちろんそれは可能でございます。

○山本委員長 それがうまく入る形で考えたいと思います。

それから、国の役割に関しましては、確かに全体の審議項目が「国・都道府県・市町村間の役割分担」と書かれているのですが、後のほうを見ると国のことが全然出てこないということもありますので、例えば、1-2のところで「適当と考える場合、その実現のためにどのような手法によることが必要と考えるか」とありますけれども、全体のテーマの繰り返しのようにはなりますが、国・都道府県・市町村間の役割分担についてどのように考えるかということを入れておく方法があるかと思います。さらに具体的に、国がむしろ行うべき事務があるのではないかという話になっていくかと思います。

それから、広域連合の話は、入れるとすると1-2-2の中ですかね。ここでは、一部事務組合は出てきますが、ここに広域連合も入れて、さらにそれをどう展開していくのかという議論につなげていく。

それから、各府省については全体にもう少し現状の課題を書き込むべきではないかという1-1とか1-2等の御指摘と重なりますので、それに合わせて、各府省も危機意識を持っていろいろ取組をしているということを一言書いたらどうかと思います。確かに1-1-2だけあっさりしている感じがするので、そうではなく、各府省は危機意識を持って

取組をしているということを入れたいと思います。

それでは、辻委員、お願いします。

○辻委員 大分時間もたっていますので、私は端的に2点御指摘します。1つは、これが一番大きいところで、審議項目1の「国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方」です。

審議項目案全体としては、大体これでいいのではないかと思うのですが、先ほどから議論があった1－1での問題提起があって、ここで基本的に今までの過去の取組を分析していく形になって、それが1－3まで続いて、最後の肝は1－4になります。その1－4のところは「市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を進めていくためには、都道府県・市町村間でどのような枠組みが必要と考えるか」という話です。もともとは役割分担の在り方を主題としている中で、かなり現状やってきたことに引きつけて問題を具体的に設定しています。これは、ある意味ではどんどん社会が変わっていく中で、基本的には今の都道府県・市町村制のいいところは大事にしますということで、安心感を訴えることはできると思うのですが、ここまで議論をしばらくこむと、いくら何でも保守的に過ぎるのではないのでしょうか。

次の大都市との比較になると、都道府県の役割がもう少し潜在的にこういう可能性があるとか、合併した市とか町村ももう少し前向きに考えたらこういう役割があるとか、そういうより積極的な役割を含めて検討し得る余地があるのではないのでしょうか。最終的に今までやってきた努力の方向に大きな重点を置くことは否定しません。しかし、もう少し前向きな、積極的な自治体の役割も出していくことを議論はする必要があるではないのでしょうか。自治体の主体的な役割は減少し、そこで国の役割だけが増えていくことになると、何のための地方自治、地方制度調査会なのかという根本的な疑問も持たれかねないと思います。そのところは気をつけてほしいというのが1点目です。

2点目は、そうした議論を進める中で特に重要になるのは、デジタル技術の実装に関することです。先ほども話題になったAIを含めてといったことですが、それらは項目的には1－2にも1－3にも入っています。ただし、資料を見ると、今の事務の中でどのくらい使われてきているかといったことが一部記述してあるだけです。もう少し、デジタル技術の実装について、ベンダーの動きも含めて資料を充実できないのでしょうか。

すでに今行われている現状から、この審議会が終わるまでの間だけで、デジタルの実装は大幅に変化しているでしょうし、さらに5年後はもっと変わっているはずです。今後も大きく変わるということを考えると、デジタル技術のところは、それを前提とした事務実態について、もう少し未来志向で可能性を指摘したり、今後の変化を展望する議論の工夫ができないのでしょうか。これが2点目になります。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

「国・都道府県・市町村の役割分担」というところで、先ほど特に「国の」と申し上げたのですが、もちろんそれだけでなく、国・都道府県・市町村全体の役割分担につ

いてどのように考えるかという話です。それが表題にはあるけれども、結局書いていないという面があります。先ほど1－2と申し上げましたけれども、あるいは1－4にも関わってくる。1－4が「各地域において」で、1－3が「各行政分野に」という話なので、どういうふうに入れ込むかということはあると思いますが、大きな問題設定を入れるようにしたいと思います。

それから、デジタル技術です。先ほど、現状が書いてあって、過去の技術の活用について書いていないという指摘がありましたが、さらに今後のこと、未来志向の部分をもう少し入れられないかという趣旨だと思います。先ほどの過去の技術を振り返り、それがどのように使われているか、使う可能性があるかということと併せて、厚くするように資料を充実させていただけますか。

○植田行政課長 承知いたしました。

○山本委員長 ありがとうございます。

松永委員、お願いします。

○松永委員 よろしくをお願いします。

審議事項の整理・方向性について網羅されていて、大きな異存はなく、賛成の方向です。けれども、こうした制度、法整備についての審議事項ということなのですが、全てについて制度論として解釈して機能することなのかと思うのです。

その点で気になりましたのは、諮問事項の冒頭にある「人材の不足や偏在」です。人材不足が顕著になっているということと、もちろんそれが量的に人口減少とともに行政人材も不足している、その担い手が不足しているということは問題なのだけれども、審議事項がいずれも制度論、連携の在り方については詳細に記されている一方で、その連携を担う人材像あるいは質的に行政人材というものが変化してきているということについて、どういうふうに文章に落とすのか、審議していく内容としては非常に重要だと思うので、その部分をうまく入れ込んでいただけないかなと思いました。

例えば、1－2－2の「地方公共団体間の連携の方向性」のところや、1－3－1あるいは1－4というのも、いずれも主体が異なっても国・地方間であったり、市町村間の水平連携の話になると思うのですけれども、これまでの行政人材と違って、求められる能力というのが、これだけ連携・調整ということがこれからの行政課題として挙がってくる中で、それをコーディネートできるような行政人材は、分野によってまさに違ってくると思うのですけれども、1－2－2などには観光や産業振興分野では広域リージョン連携などの取組が進められてきたと。こうしたソフト的に、対人的に調整が必要な分野は比較的連携が進みやすいと思うのですね。実際に進めてこられたと思うのですけれども、今後は利害関係が生じやすいような、先ほどお話があったごみ処理の問題とかインフラ整備の問題、ハードとしてどういうふうに共有財産として捉えて連携していくのか、そうした連携をコーディネートしていく、あるいは市町村間のプラットフォームをコーディネートしていくような行政人材が新たに求められてくると思います。

そういう意味で、これは審議事項ですのでどこに書くのかというのが文言としては難しいと思うのですが、行政人材が質的に変化してきている、連携していくコーディネート能力が求められているということを、1－2、1－3、1－4の辺りで入れ込めないかなと思いました。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございます。

人材が日本全体で不足している中で、地方公共団体もそういう状況にある。その中で、どのように人材を集め、育成していくべきかは非常に大きな課題で、現状では1－2の取組の中で、人を確保していくための取組も含まれているということだと思います。ただし、確かに、先ほどの人口減少という問題とも関わって、非常に深刻な問題ですので、1－2の総論的なところにそういったことを書くか、あるいは1－2－4に1つ独立させて起こすことになるかだと思います。資料のつけ方にもよるかと思いますが、事務局のほうでいかがでしょうか。

○植田行政課長　人口減少の中で行政に求められる役割も変わってくる、連携をするような人材ということでございますが、1－2のところの前提として、人口減による課題の深刻化という話があったので、それに加えて人材に求められる役割も変わってきている、表現としてはそういう形で入れていくというのが1つあるかなと思いました。

そういう意味で、1－2－2の中でいろいろな連携があると申し上げましたけれども、事務の共同処理、連携中枢都市圏、広域リージョン連携を例示しておりますが、それぞれ連携の難しさというか、進めやすさは違っているところがございます。関わらなければいけない人たちも違います。

したがって、個別の人材ということだけではなくて、どういう仕組みを設けることで連携が進みやすくなるかという点もございますので、その点も含めて御議論していただけるとありがたいと思います。

○山本委員長　具体的な中身は、さらに議論していきますけれども、今回のテーマの案としては、1－2で、人材に求められる役割等も変化してきている、もちろん従来の役割も残るわけですが、連携等を進めていく上で求められる能力・資質等もまた変化している部分がある、そういった人材をどのように集めるか、育成していくかも課題になっているということが示されればと思います。

林委員、お願いします。

○林委員　2－2－4の住民自治に関して一言。

人口減少社会で、しかも都市に人口が集中する一方で、それ以外の地域が過疎化して人口が減少していく中での住民自治というのが一つ大きな問題としてあるような気がします。

現状においても、大都市制度、指定都市制度があることによって、広域自治体レベルでの住民自治というのがいびつな形になっているような気がするのです。つまり、都道府県は指定都市に対してはより小さな権限しか持たない一方で、それ以外の市町村に対しては

それを補完する割に大きな役割を担うことになっている。ところが、それは住民自治のレベルでどういう形で住民の意思が反映されるかという、これは大都市に住んでいる人たちの票がやはり非常に大きいわけですから、首長の選挙もそうですし、都道府県議会の選挙においても大都市の住民の意思が非常に強く反映される仕組みになっているわけです。これは人口動態が今後変化していくことによって、ますます状況は難しくなっていく。

現在、よその研究会でそういう論点が出ているのですけれども、都道府県議会の区割りをどうするかといったときに、人口が減っていく地域だと市町村1つで選挙区を維持できなくなるので合区しなければいけない、他方において指定都市では非常に多くの議員が選ばれる。これでは過疎化する地域の声が都道府県議会に届かないではないか、では、どうするかといったときに、1票の格差とか投票価値の平等というのが限界として出てくるわけです。公民は一人一人平等であるというのが憲法上の仕組みの建前としてあるので、そこでどう対応できるのかという大きな難問がここに存在していると思うのです。

その点だけから言うと、特別市というのは、大都市の問題は大都市の住民で決める、それ以外の地域の補完をする都道府県はそれ以外の市町村の人たちの意思をできるだけ反映させるようにするという仕組みができることになるので、割とすっきりとした仕組みになるかなと思うのです。ただ、それは同時に大都市以外の地域が切り捨てられるのではないかという問題と絡んでくることになりますので、総合的に見て、特別市がその観点からいいと言えるのかというのは直ちに結論が出ないと思うのです。

その意味で言いますと、2-2-4の問題は人口の在り方が変わっていく社会の中での住民自治をどう考えるかという問題に対応する上で、特別市というのは一つの選択肢としてどう考えられるのかという問題かなと思うのですね。

これは、一言余計なことですが、国のレベルでも人口が減っていく都道府県で参議院の合区をしなければいけないということをめぐって、憲法を改正する必要があるのではないかという論点が出ていて、今なかなか大きな問題になっている。

やはり大都市に人口が集中し、それ以外の地域の人口が減っていき、それぞれ抱えている課題の質も違っていく中で、しかし、我々の民主主義は1人1票である、投票価値は平等であるという建前を持っていて、そこで一体どうやってデモクラシーの仕組みを考えたらいいのかという大きな問題が生じている。その中の一つとして特別市の問題もあるかなと考えました。

以上です。

○山本委員長 それでは、谷口副会長、お願いします。

○谷口副会長 時間のない中、すみません。

林先生のご意見に関連して、参議院の合区ということを考えますと、複数の県を合わせて国に対する代表を出さなければいけないという現状があります。特別市ができれば、人口が多いですから、そこからは複数の国会議員が出せるかもしれない。2-2-5の項目「地方自治制度以外への影響」として、国政に対する住民代表、地域代表という問題も

絡んでくるのかな、それはほかの地域にも影響するのかなと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

2-2-5について、谷口副会長から御指摘いただいた点も含めて、これから議論していかなくてはならない課題かと思います。

林委員からいただいた点は、大きく言えば選挙制度全体に関わってくる話ですが、大都市地域ということであれば、大都市地域における住民自治や住民代表機能の在り方についてどのように考えるか、特別市についてどう考えるかと、大きなパースペクティブで考えなくてはならない。先ほど来の話ともつながるかと思いますが、2-2-4についても広げた問いを立てた上で、特別市についてはどのように考えるかとなると、問題意識が明確になるかと思いました。

どうぞ。

○市川会長 ありがとうございます。

その辺は、特別市以外でも住民自治の論点はどこかで残しておいたほうが良いと思いますし、その中で、住民代表の一つである地方議会の役割等についても、この機会に議論を行う余地があったほうが良いと感じます。

○山本委員長 ありがとうございます。

1でも、このように連携を進めるとか、国・地方公共団体以外の法人をつくる等の形で行政を行うときに、住民自治の在り方、住民自治の確保についてどのように考えるか。さらに広く言えば、ガバナンス全体の在り方、ガバナンスを確保するためにどのような方策を考えるべきかという問題になるかと思います。

そういったことが現在の項目に直接には出ていないのですが、あるいは1-2の冒頭で、先ほど来、どんどん膨らんでいますが、住民自治の在り方、さらに具体的に言えば、地方議会の役割、それから、ガバナンスの確保の在り方も問題になると書いておきましょうか。

どうぞお願いします。

○植田行政課長 1-2の冒頭のところに入れるという委員長ご指摘の方法もあろうかと思いますが、1-2-1から1-2-3までの3つの取組は、いずれもそれを進める際に住民自治の確保をどう考えるのか、ガバナンスをどう確保するのか、地方議会の役割をどう考えるのかというのが横断的に関係することのようにも思われましたので、1-2-4という形でもう一つ、それまでの3つの項目に共通するような課題として書いていくこともあり得るのかなと思いました。

○山本委員長 そちらのほうが明確だと思います。それでは、1項目立てて、特に取組を進めていく上で留意しなくてはならない点を示します。ありがとうございます。

先ほど私が忘れていたのですが、4ページの2-2-3の「他に具体的な対応方策は」というのは、これから他に具体的な対応方策としてどういうものが考えられて、それが現

実に実現できるかを検討していくという趣旨ですね。

○植田行政課長　そういうことでございます。ここで言っている「現行の地方交付税制度による対応では課題がある場合」というのは、例えば、不交付団体がある場合にその財源超過がより増えるようなことがあるとした場合に、そういった課題は地方交付税制度では対応が難しいということが現実としてはございますので、そういう点をしっかりデータ等を見ながら御議論いただく必要があるのだろう、それは交付税制度の外で対応方策を考える必要があるのではないかという問いかけでございます。

○山本委員長　ありがとうございます。

それから、土山委員が言われた、住民のためということを考えると基礎自治体ではないか、長期的な持続可能性を考えると基礎自治体ではないかという点については、まさに言われたことですが、いろいろなバリエーションがあり、地域によって、あるいは事務の性質等によって考えていかななくてはいけないことです。そのために様々なバリエーションを制度的に地方制度調査会で議論してつくってきた。そのバリエーションが現時点で十分かをさらに考える必要があるというのがここでの議論だと思います。その意味では土山委員が言われたこととつながってくると思います。

ただ、基礎自治体中心で基礎自治体を強くすることが本当に住民のためになるのか、あるいは長期的に地方自治を持続可能にするために唯一の解かということ、その点はオープンに議論しましょうということです。基礎自治体中心の考え方を捨てるわけではないけれども、それで全てのソリューションになるかということ、そこは考えなくてはいけません。そのためにいろいろなバリエーションを制度的に立ててきたわけですので、それで十分かは考えなくてはいけないということが全体の課題の設定かだと思います。

○土山委員　大変考慮していただきましてありがとうございます。

誰のための、何のためのというところで、持続可能なところに焦点を当てていただけたと思うのですが、同時に最適ということも、誰にとってというところでいうと基礎自治体の住民にとっての最適であるということは前提であったかだと思います。

同時に、それはいろいろな議論があり得るんだということについては山本委員長のおっしゃるとおりだと思いますので、持続可能ということにだけかけたのではなくて、最適なところにも住民のためのというのをかけていましたというところだけ補足させていただきます。申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

○山本委員長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

もう時間が過ぎておりますが、基本的な点については大体御了解をいただいたかと思います。ただ、個々の点、それから、全体の流れについて、本文を直すとか、資料を追加することについて、それぞれ御意見をいただき、修正の方向性についてその都度申し上げてきたところです。そういった御意見、あるいはそれに対して私がこの場で方向性だけですが、申し上げたことに基づいて具体的な修正をしたいと思います。

この点につきましては、市川会長、谷口副会長とも御相談をさせていただきながら修正を行うこととし、必要に応じて委員の皆様にも御確認をいただき、その上で修正後の審議項目案を専門小委員会として第2回総会に報告することにしたいと存じます。

このような手続で進めることとし、具体の修正については最終的には私に御一任をいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長　ありがとうございます。

それでは、そのように運ばせていただきます。

次回は、今申しましたように第2回の総会となりますけれども、日程につきましては追って事務局より連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。